

# 規約の改定（案）について

令和6年3月18日

九頭竜川・北川流域治水協議会  
福井県二級水系流域治水協議会

# 組織の名称変更に伴う改正

- ・福井河川国道事務所の組織改正に伴い、「河川管理第一課」が「流域治水課」に名称変更。それに伴い事務局の名称を改正するものである。

## ＜規約(抜粋): 九頭竜川・北川流域治水協議会＞

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所河川管理第一課に事務局を置く。



改正後

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

その他、構成員の組織再編に伴う名称の修正(九頭竜川、北川、二級水系)

## 九頭竜川流域治水協議会 規約

### <改定案>

#### (設置)

第1条 「九頭竜川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

#### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、九頭竜川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

#### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

#### (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 九頭竜川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。

五 その他、流域治水に関して必要な事項。

#### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

#### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

#### (事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

#### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

1 本規約は、令和2年8月25日から施行する。

2 本規約は、令和2年12月23日に一部を改正する。

3 本規約は、令和3年3月22日に一部を改正する。

4 本規約は、令和4年3月23日に一部を改正する。

5 本規約は、令和4年6月6日に一部を改正する。

6 本規約は、令和6年3月18日に一部を改正する。

別表

別表 2

## 九頭竜川流域治水協議会 構成員

| 機関        | 役職            |
|-----------|---------------|
| 福井市       | 市長            |
| 大野市       | 市長            |
| 勝山市       | 市長            |
| 鯖江市       | 市長            |
| あわら市      | 市長            |
| 越前市       | 市長            |
| 坂井市       | 市長            |
| 永平寺町      | 町長            |
| 池田町       | 町長            |
| 南越前町      | 町長            |
| 越前町       | 町長            |
| 福井県       | 防災安全部長        |
| 福井県       | 農林水産部長        |
| 福井県       | 土木部長          |
| 岐阜県       | 林政部長          |
| 岐阜県       | 県土整備部長        |
| 北陸農政局     | 地方参事官         |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長      |
| 中部地方環境事務所 | 環境対策課長        |
| 福井地方気象台   | 台長            |
| 北陸地方測量部   | 部長            |
| 近畿地方整備局   | 足羽川ダム工事事務所長   |
| 近畿地方整備局   | 九頭竜川ダム統合管理事務所 |
| 近畿地方整備局   | 福井河川国道事務所長    |

(敬称略)

## 九頭竜川流域治水協議会（幹事会） 構成員

| 機関        | 役職                 |
|-----------|--------------------|
| 福井市       | 河川課長               |
| 大野市       | 建設整備課長             |
| 勝山市       | 総務課長               |
| 鯖江市       | 土木課長               |
| あわら市      | 建設課長               |
| 越前市       | 都市整備課長             |
| 坂井市       | 建設課長               |
| 永平寺町      | 建設課長               |
| 池田町       | 町土整備課長             |
| 南越前町      | 建設整備課長             |
| 越前町       | 都市整備課長             |
| 福井県       | 防災安全部 副部長          |
| 福井県       | 農林水産部 副部長          |
| 福井県       | 土木部 副部長            |
| 福井県       | 福井土木事務所長           |
| 福井県       | 三国土木事務所長           |
| 福井県       | 奥越土木事務所長           |
| 福井県       | 丹南土木事務所長           |
| 北陸農政局     | 洪水調節機能強化対策官        |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署次長          |
| 中部地方環境事務所 | 地域適応推進専門官          |
| 福井地方気象台   | 防災管理官              |
| 北陸地方測量部   | 防災情報管理官            |
| 近畿地方整備局   | 足羽川ダム工事事務所 調査設計課長  |
| 近畿地方整備局   | 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課長 |
| 近畿地方整備局   | 福井河川国道事務所 副所長      |

(敬称略)

# 北川流域治水協議会 規約

## <改定案>

### (設置)

第1条 「北川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 北川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。

五 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に限り、非公開とすることができる。

### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

### (事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

1 本規約は、令和2年8月31日から施行する。

2 本規約は、令和2年12月23日に一部を改正する。

3 本規約は、令和3年3月15日に一部を改正する。

4 本規約は、令和4年3月23日に一部を改正する。

5 本規約は、令和4年6月6日に一部を改正する。

6 本規約は、令和6年3月18日に一部を改正する。

別表 1

## 北川流域治水協議会 構成員

| 機関        | 役職         |
|-----------|------------|
| 小浜市       | 市長         |
| 若狭町       | 町長         |
| 高島市       | 市長         |
| 福井県       | 防災安全部長     |
| 福井県       | 農林水産部長     |
| 福井県       | 土木部長       |
| 滋賀県       | 土木交通部長     |
| 滋賀県       | 琵琶湖環境部長    |
| 北陸農政局     | 地方参事官      |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長   |
| 中部地方環境事務所 | 環境対策課長     |
| 福井地方気象台   | 台長         |
| 北陸地方測量部   | 部長         |
| 近畿地方整備局   | 福井河川国道事務所長 |

(敬称略)

別表 2

## 北川流域治水協議会（幹事会） 構成員

| 機関        | 役職             |
|-----------|----------------|
| 小浜市       | 都市整備課長         |
| 若狭町       | 建設水道課長         |
| 福井県       | 防災安全部 副部長      |
| 福井県       | 農林水産部 副部長      |
| 福井県       | 土木部 副部長        |
| 福井県       | 嶺南振興局 小浜土木事務所長 |
| 北陸農政局     | 洪水調節機能強化対策官    |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署次長      |
| 中部地方環境事務所 | 地域適応推進専門官      |
| 福井地方気象台   | 防災管理官          |
| 北陸地方測量部   | 防災情報管理官        |
| 近畿地方整備局   | 福井河川国道事務所 副所長  |

(敬称略)

# 福井県二級水系流域治水協議会 規約

## ＜改定案＞

- （設置）  
第1条 「福井県二級水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。
- （目的）  
第2条 協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、二級水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- （協議会の構成）  
第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。  
2 協議会の運営、進行および招集は事務局が行う。  
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。
- （幹事会の構成）  
第4条 協議会に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。  
3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。  
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。  
5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。
- （協議会の実施事項）  
第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。  
一 二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討  
二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表  
三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ  
四 その他、流域治水に関して必要な事項
- （流域治水プロジェクトを策定する水系）  
第6条 流域治水プロジェクトを策定する水系は、次の水系とする。  
・河川整備計画に基づき河川整備を予定している水系  
（室の川水系、井の口川水系、早瀬川水系、多田川水系）  
・その他、協議会が必要と認める水系
- （会議の公開）  
第7条 協議会は、原則として報道関係を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に限り、非公開とすることができる。
- （協議会資料等の公表）  
第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、県のホームページ等において積極的に公表するものとする。

- （事務局）  
第9条 協議会の庶務を行うため、福井県土木部河川課および砂防防災課に事務局を置く。

- （雑則）  
第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

- （附則）  
1. 本規約は、令和3年1月29日から施行する。  
2. 本規約は、令和3年6月4日に一部改正する。  
3. 本規約は、令和4年6月6日に一部改正する。  
4. 本規約は、令和6年3月18日に一部改正する。

別表 1

福井市長  
 敦賀市長  
 小浜市長  
 あわら市長  
 南越前町長  
 越前町長  
 美浜町長  
 高浜町長  
 おおい町長  
 若狭町長  
 近畿中国森林管理局 福井森林管理署長  
 気象庁 福井地方气象台長  
 国土地理院 北陸地方測量部長  
**福井県 防災安全部長**  
 福井県 農林水産部長  
 福井県 土木部長

## オブザーバー

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 福井水源林整備事務所長  
 福井県防災士会 理事長  
 一般社団法人 福井県建築士会 会長  
 一般社団法人 日本損害保険協会 北陸支部事務局長  
 北陸電力株式会社 大野水力センター所長  
 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社長

別表 2

福井市 河川課長  
 敦賀市 道路河川課長  
 小浜市 都市整備課長  
 あわら市 建設課長  
 南越前町 建設整備課長  
 越前町 建設課長  
 美浜町 土木建築課長  
 高浜町 建設整備課長  
 おおい町 建設課長  
 若狭町 建設課長  
 近畿中国森林管理局 福井森林管理署次長  
 気象庁 福井地方气象台 防災監理官  
 国土地理院 北陸地方測量部 防災情報監理官  
**福井県 防災安全部 副部長**  
 福井県 農林水産部 副部長  
 福井県 土木部 副部長  
 福井県 福井土木事務所長  
 福井県 三国土木事務所長  
 福井県 丹南土木事務所長  
 福井県 嶺南振興局 敦賀土木事務所長  
 福井県 嶺南振興局 小浜土木事務所長